

# ○群馬県警察長寿社会総合対策委員会の設置について（例規 通達）

昭和 61 年 8 月 20 日

群本例規第 15 号（防）警察本部長

〔沿革〕

平成元年 3 月群本例規第 6 号（務）、4 年 6 月第 18 号（務）、6 年 3 月第 9 号（務）、9 年 3 月第 6 号（務）、10 年 2 月第 4 号（務）、12 年 3 月第 11 号（務）、13 年 3 月第 5 号（務）、14 年 3 月第 8 号（務）、15 年 3 月第 7 号（務）、16 年 3 月第 12 号（務）、17 年 3 月第 9 号（務）、18 年 3 月第 9 号（務）、21 年 3 月第 14 号（務）、22 年 3 月第 6 号（務）、25 年 3 月第 6 号（総企）、27 年 3 月第 8 号（総企）、28 年 3 月第 5 号（務）改正

最近急速に長寿社会に移行しつつある本県の現状にかんがみ、長寿社会における警察上の諸問題について、総合的な対策を検討し、その推進を図るため、この度、別添のとおり「群馬県警察長寿社会総合対策委員会設置要綱」を定め、「群馬県警察長寿社会総合対策委員会」を設置することとしたので、適切な運用に努められたい。

## 別添

群馬県警察長寿社会総合対策委員会設置要綱

（設置）

**第 1** 群馬県警察本部に、群馬県警察長寿社会総合対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

**第 2** 委員会は、長寿社会における警察上の諸問題に対する総合的な対策について検討し、その推進を図ることを任務とする。

（構成）

**第 3** 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、  
情報通信部長

委員 総務課長、警務課長、会計課長、厚生課長、生活安全企画課長、子ども・女性安全対策課長、少年課長、生活環境課長、サイバー犯罪対策課長、地域課長、通信指令課長、刑事企画課長、捜査第一課長、捜査第二課長、組織犯罪対策第一課長、組織犯罪対策第二課長、交通企画課長、交通規制課長、運転免許課長、警備第二課長、通信庶務課長、機動通信課長

（委員会の運営）

**第 4** 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(幹事会)

**第5** 委員会の事務について、委員会を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもつて構成し、次に掲げる者をもつて充てる。

幹事長 生活安全部生活安全企画課長

幹事 委員の属する課の課長補佐以上の職にある者で、委員長が指名する者

3 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

(委員会等の任務)

**第6** 委員会は、長寿社会における警察上の諸問題について、総合的対策を検討するものとする。

2 幹事会は、委員会において検討された事項又は委員会に図るべき事項について、具体的検討及び推進を図るものとする。

(庶務)

**第7** 委員会及び幹事会の庶務は、生活安全部生活安全企画課が所掌する。